

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 令和三年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……………一
- ……………(主税局資産税部固定資産評価課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 河川保全区域の指定(二件)……………(建設局河川部指導調整課)……………三

規則(公)

- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………七

公告

- 開発行為に関する工事完了……………七
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七

告示

東京都告示第二百五十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十六條第一項の規定により、令和三年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管す

る都税事務所において納税者の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿

(二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

令和三年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、

日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和

二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所 千代田区内神田二丁目一番

同 中央都税事務所 中央区新富二丁目六番一号

同 港都税事務所 港区麻布台三丁目五番六号

同 新宿都税事務所 新宿区西新宿七丁目五番八

同 文京都税事務所 文京区春日一丁目十六番二

同 台東都税事務所 台東区雷門一丁目六番一号

同 墨田都税事務所 墨田区業平一丁目七番四号

同 江東都税事務所 江東区大島三丁目一番三号

同 品川都税事務所 品川区広町二丁目一番三十

同 目黒都税事務所 目黒区上目黒二丁目十九番

同 大田都税事務所 大田区西蒲田七丁目十一番

同 世田谷都税事務所 世田谷区若林四丁目二十二

同 渋谷都税事務所 渋谷区恵比寿四丁目二十番

同 中野都税事務所 中野区中野四丁目六番十五

同 杉並都税事務所 杉並区成田東五丁目三十九

同 豊島都税事務所 豊島区西池袋一丁目十七番

同 北都税事務所 北区中十条一丁目七番八号

同 板橋都税事務所 板橋区大山東町四十四番八

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番

同 足立都税事務所 足立区西新井栄町二丁目八

同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一

同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四

同 世田谷区若林四丁目二十二番十三号

同 渋谷区恵比寿四丁目二十番三三 恵比寿ガーデンプレイスタワー七階

同 中野区中野四丁目六番十五号

同 杉並区成田東五丁目三十九番十一号

同 豊島区西池袋一丁目十七番一号

同 北都税事務所 北区中十条一丁目七番八号

同 荒川都税事務所 荒川区西日暮里二丁目二十五番一六〇一号

同 板橋都税事務所 板橋区大山東町四十四番八号

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番十号

同 足立都税事務所 足立区西新井栄町二丁目八番十五号

同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一号

同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四番十九号

東京都告示第二百五十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八條第一項の規定に基づき道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年四月十八日から令和三年三月三十一日まで

で

三 施行地区

渋谷区道玄坂一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区道玄坂一丁目十六番三号

平成二十六年四月十八日

五 変更の内容

事業施行期間を令和四年三月三十一日まで延長する。

事務所の所在地を渋谷区道玄坂一丁目二番三号に変更する。

する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年三月十一日

●東京都告示第二百五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百十七号に

より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三

項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の

とおり告示する。

令和三年三月十一日

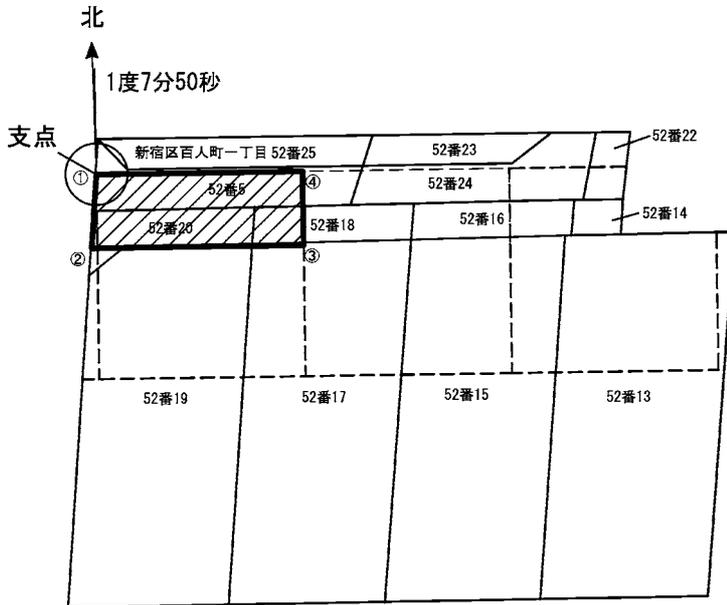
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区百人町一

丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 筆境界
- - - 単位区画
- ▭ 形質変更時要届出区域
- ▨ 指定を解除する区域

【支點】

支點は、新宿区百人町一丁目52番25の最北端から南に1.7m、西に0.2mの地点とする。

点名	X座標	Y座標
①	0.000	0.000
②	-352.438	-3593.773
③	9927.040	-3795.609
④	9998.053	-197.314

支點及び境界點の座標は、任意座標によって作成した。

【格子の回転角度（1度7分50秒）】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百六十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。
 なお、関係図書は、令和三年三月十一日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川隅田川

二 指定する区域（別図のとおり）

北区豊島四丁目一番四十地内

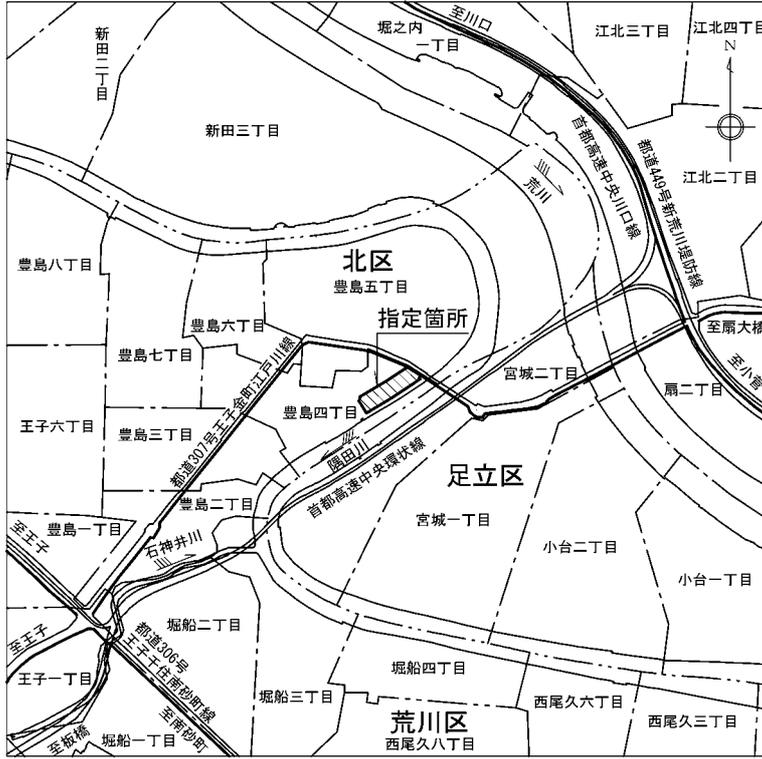
同 所同番八十地内

同 所同番百二十四地内

同 所同番百二十六地内

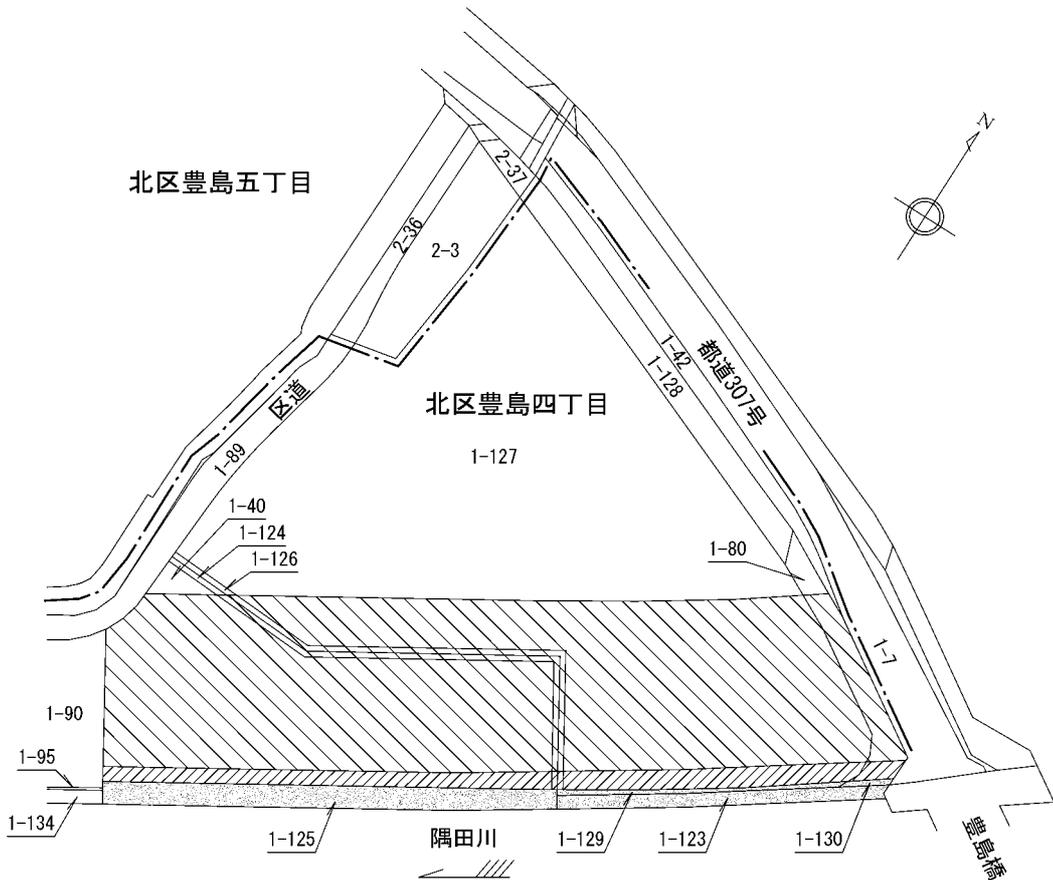
同 所同番百二十七地内

案内図



別図

北区豊島四丁目地内



●東京都告示第二百六十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。
なお、関係図書は、令和三年三月十一日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川隅田川

二 指定する区域（別図のとおり）

墨田区横網一丁目十四番三区内

同 所同 番十四地内

同 所同 番十五地内

同 所同 番一六番一地内

同 所同 番二

同 所同 番三三地内

同 所同 番四四地内

同 所同 番五五地内

同 所同 番六六地内

同 所二十番二十三地内

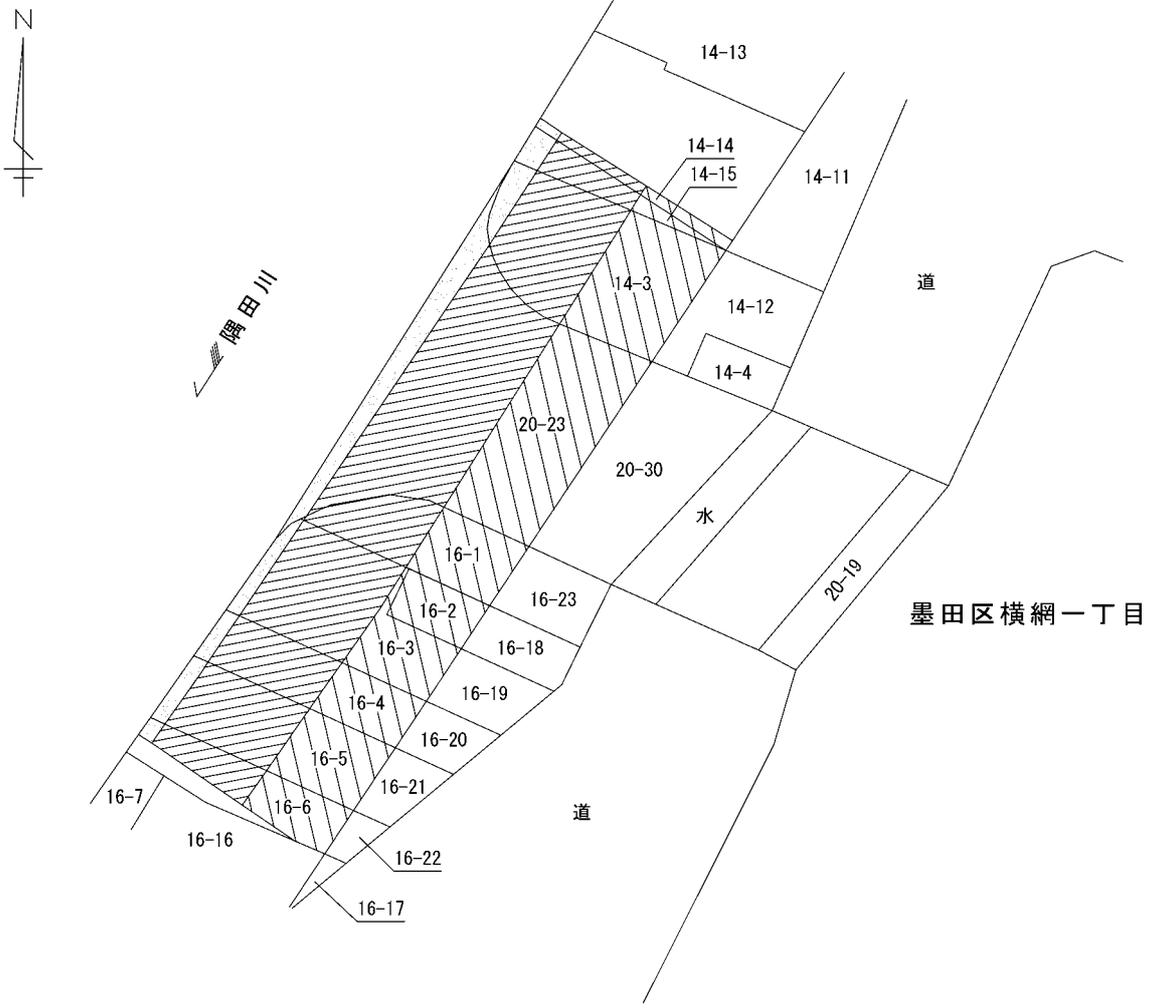
案内図



別図

墨田区横網一丁目地内

-  追加指定する河川保全区域
-  現河川保全区域
-  河川区域



規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月11日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

●東京都公安委員会規則第1号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア(ア)中「幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(イ)中「に幼児」を「に小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ウ中「が幼児」の次に「(6歳未満の者をいう。)」を加える。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東久留米市小山三丁目五百七十九番四及び五百八十二番五

東村山市富士見町四丁目十一番六

東久留米市中央町五丁目千五百二十九番一

許可を受けた者の住所及び氏名

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

武蔵野市境二丁目二番二号

国立市東一丁目十五番二十五号

株式会社飯田産業

代表取締役 千葉雄二郎

株式会社飯田産業

代表取締役 新井慎吾

株式会社飯田産業

代表取締役 新井慎吾

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

